

# 青森県報

号外第七十三号

平成二十五年  
十月十五日  
(火曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例……………	(人 事 課) …… 二
青森県一般旅券発給手数料等徴収条例の一部を改正する条 例……………	(県 民 生 活 文 化 課) …… 七
国民健康保険の県調整交付金に関する条例の一部を改正す る条例……………	(高 齢 福 祉 保 險 課) …… 七

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十一号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「（次項に規定するものを除く。）」を削る。

第六条第一項中「及び青森県建築審査会」を「青森県建築審査会及び青森県建築士審査会」に改める。

第二十八条を第二十九条とする。

第二十七条中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第二十八条とし、第七条から第二十六条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

（青森県介護保険審査会の合議体を構成する委員の定数）

第七条 青森県介護保険審査会の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十九条第二項の合議体を構成する委員の定数は、三人とする。

別表第一青森県地方薬事審議会の項の次に次のように加える。

青森県子ども・子育て支援推進会議	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第四項の規定により次に掲げる事務を処理すること。 一 県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、子ども・子育て支援法第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。	会長 委員	一 子どもの保護者 二 市町村長 三 事業主を代表する者 四 労働者を代表する者 五 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 六 学識経験を有する者	二十人以上	二年	委員の互選
------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------	---------------------------------------------------------------------------------------------	-------	----	-------

別表第一 青森県水防協議会の項中

水防法の規定による。	関係行政機関の委員以外の委員については、二年	を	十四人以上	関係行政機関の委員以外の委員については、二年	に改める。
------------	------------------------	---	-------	------------------------	-------

別表第二 青森県固定資産評価審議会の項中

地方税法の規定による。	二年	を	十人以上	二年
-------------	----	---	------	----

に改め、同表青森県社会福祉審議会

の項中

「社会福祉法の規定による。三年」

を

「十七人以内 三年」

に改め、同表青森県准看護師試験委員の項の次に次のように加える。

青森県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の八第四項（同法第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、措置入院者の入院を継続することの適否について審査すること。	麻薬及び向精神薬取締法の規定による。	麻薬及び向精神薬取締法の規定による。	五人以内	麻薬及び向精神薬取締法の規定による。	麻薬及び向精神薬取締法の規定による。
------------	----------------------------------------------------------------------------------------	--------------------	--------------------	------	--------------------	--------------------

別表第二青森県介護保険審査会の項中「（平成九年法律第二百二十三号）」を削り、同表青森県救急搬送受入協議会の項の次に次のように加える。

青森県建設工	建設業法（昭和二十四年法律	建設業法	建設業法の規定に	十五人以内	建設業法	建設業法
青森県森林審議会	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）又はその他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、同法の施行に関する重要事項について知事の諮問に応じて答申し、及びこれらの事項について関係行政庁に建議すること。	森林法の規定による。	森林法の規定による。	十二人以内	森林法の規定による。	森林法の規定による。

事紛争審査会	第百号)第二十五条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてあつせん、調停及び仲裁に関すること。	の規定による。	よる。	の規定による。	の規定による。
--------	------------------------------------------------------	---------	-----	---------	---------

別表第二 青森県土地利用審査会の項中

国土利用計画 法の規定による。	三年	を	七人以内	三年
--------------------	----	---	------	----

に改め、同表に次のように加える。

青森県建築士 審査会	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十八条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務をつかさどるとともに、同法によりその権限に属させられた事項を処理すること。	建築士法 の規定による。	建築士法の規定による。	五人以内	建築士法 の規定による。	建築士法 の規定による。
---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------	-------------	------	-----------------	-----------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定、第二十八条を第二十九条とする改正規定、第二十七条の改正規定、同条を第二十八条とし、第七条から第二十六条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に一条を加える改正規定、別表第一 青森県水防協議会の項並びに別

表第二青森県固定資産評価審議会の項及び青森県介護保険審査会の項の改正規定、同表青森県救急搬送受入協議会の項の次に青森県森林審議会の項及び青森県建設工事紛争審査会の項を加える改正規定、同表青森県土地利用審査会の項の改正規定並びに同表に青森県建築士審査会の項を加える改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十三号を第八十四号とし、第四十五号から第八十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四十四号の次に次の一号を加える。

四十五 子ども・子育て支援推進会議委員

第五条中「第八十二号」を「第八十三号」に改める。

第十一条中「第一条第八十三号」を「第一条第八十四号」に改める。

別表第二後期高齢者医療審査会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て支援推進会議委員	同	九、八〇〇円
-----------------	---	--------

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十三号を第八十四号とし、第四十五号から第八十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四十四号の次に次の一号を加える。

四十五 子ども・子育て支援推進会議委員

第三条第一項中「第八十二号」を「第八十三号」に改める。

第四条中「第一条第八十三号」を「第一条第八十四号」に改める。

別表第三中「後期高齢者医療審査会委員」を「後期高齢者医療審査会委員  
子ども・子育て支援推進会議委員」に改める。

青森県一般旅券発給手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十五日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第五十二号

青森県一般旅券発給手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県一般旅券発給手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「同項第五号に規定する一般旅券の記載事項の訂正及び同項第六号」を「及び同項第五号」に改める。

第二条第三号を削り、同条第四号中「第二十条第一項第六号」を「第二十条第一項第五号」に改め、同号を同条第三号とする。

附則

1 この条例は、旅券法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十九号）の施行の日から施行する。

2 この条例の施行の日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

国民健康保険の県調整交付金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十五日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第五十三号

国民健康保険の県調整交付金に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険の県調整交付金に関する条例（平成十七年十月青森県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。





(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭